

令和6年度 第3回
逗子市国民健康保険運営協議会

令和7年2月10日

逗子市福祉部国保健康課

令和 6 年度 第 3 回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和 7 年 2 月 10 日（月）

14:00～15:00

場所 逗子市役所 5 階第 2 会議室

出席者

出席者

小清水 時子 委員 山上 篤志 委員 池上 晃子 委員

武田 宇央 委員 坂口 敏子 委員 近内 美乃里 委員 鈴木 靖隆 委員

事務局

石井福祉部長 堀田福祉部次長 小上馬国保健康課長 青山国保健康課副主幹

山下国保健康課副主幹 沼田国保健康課保険年金係長 折野国保健康課主事

傍聴者

なし

1 議 題

（1） 報告事項 1

令和 6 年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

（2） 報告事項 2

令和 7 年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

（3） 報告事項 3

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（令和 7 年 4 月 1 日施行）

（4） その他

【小上馬国保健康課長】 それでは、皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和6年度第3回逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、事務局の国保健康課長、小上馬と申します。よろしくお願いします。本協議会会長に議事の進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は全7名、全員の委員の出席をいただいております。逗子市国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定における委員定数の2分の1以上の出席という開催要件を満たしておりますことから、この会議が成立しておりますことを、まずは報告させていただきます。

それでは、次に福祉部長の石井から挨拶を申し上げます。

【石井福祉部長】 改めまして、こんにちは。福祉部長の石井でございます。この会議の出席、お忙しいところいただきまして、誠にありがとうございます。本市の福祉行政それから国民健康保険の運営に関わりまして御協力いただきまして、感謝申し上げます。

今年度の一番の我々の心配というか関心事は、マイナ保険証に統合されていくということで、システムですとか、それからスタッフを増やしたりということで対応してまいりましたけれども、今のところ現場も、それから我々の窓口も、特に大きな混乱なく進んでおります。実際、この先に紙の保険証がなくてどうなるというところは、これからまいりますので、それに向かって引き続き混乱のないように努めていきたいというふうに思っております。

それから、本日の会議、後ほど議題にもありますけれども、この3年間の最後の会議となります。この3年間の会議の中で御提案をいただきました薬剤師の代表の方を入れてはどうかという提案をいただいて、昨年の市議会のほうでも御理解が得られましたので、次の任期のところから新たな体制で臨みたいというふうに考えてございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 次に、資料の確認をさせていただきます。資料についま

しては、事前に送付させていただきましたが、本日お持ちでない委員さんはいらっしゃいますでしょうか。皆様お持ちですかね。

その事前にお送りしました資料の確認をさせていただきます。まず最初に、本日の会議次第、当協議会の委員名簿、国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧、そして本日の会議資料といたしまして、資料 1、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）。資料 2、補正予算（案）の概要。資料 3、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算表（案）の歳出。資料 4、同じく歳入。資料 5、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算表（案）。そちらの「補正予算の内訳」の歳出。資料 6、同じくそちらの歳入。資料 7、令和 7 年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要の《歳出》。資料 8、同じく《歳入》。資料 9、令和 7 年度国民健康保険事業特別会計当初予算表（案）歳出。資料 10、同じく歳入。資料 11、逗子市国保主要データ。資料 12、逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例、こちらの公布、改正概要及び条例新旧対照表。また資料 12 の参考資料としまして、国民健康保険運営協議会関係法令。資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局職員に異動がありましたので、ここで紹介をさせていただきます。前任の健康係長の稲井に代わりまして、国保健康課副主幹（健康係長事務取扱）の山下でございます。

【山下副主幹】 山下です。よろしくお願いします。

【小上馬国保健康課長】 以上になります。

傍聴の確認をさせていただきます。

（ 傍聴者確認 ）

現在のところ、傍聴希望者はおりませんが、途中希望者がおられましたら、入室していただくことになりますので、御承知おきください。

それでは、この先の議事につきましては、近内会長に進行をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【近内会長】 よろしくお願いします。それでは、議題に入らせていただきますが、運営協議会規則第 5 条第 2 項の規定によります、本日の会議録署名委員につきまし

ては、小清水委員と山上委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは議題に移ります。議題（１）報告事項１として、令和６年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 それでは、令和６年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）につきまして、会議資料にあります資料３の歳出から説明をいたします。なお、資料１は補正する科目のみを抜粋したものであり、資料２は補正予算の概要をまとめさせていただいたものです。併せて御覧いただければと思います。

それでは、資料３の説明に入らせていただきます。第１款、総務費、第１項、総務管理費、第１目、一般管理費、細目１、職員給与費等につきましては、人事異動、給与改定等に伴う増減調整により 128 万 9,000 円を増額するものでございます。細目２、一般管理事務費につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修費等として、342 万 5,000 円を増額するものです。

第５款に飛びまして、基金積立金、第１項、基金積立金、第１目、国民健康保険事業運営基金積立金につきましては、剰余金のうち 9,000 万円について基金への積立てを行うものです。

第７款、諸支出金、第１項、償還金及び還付加算金、第４目、国庫支出金返納金につきましては、令和５年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の返還額の確定に伴い、３万 1,000 円を増額するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。資料４の歳入を御覧ください。第１款、国民健康保険料、第１項、国民健康保険料につきましては、被保険者の保険料収入見込みに合わせ、それぞれ増額または減額をするものです。

第２款、国庫支出金、第１項、国庫補助金、第１目、災害臨時特例補助金につきましては、交付額が確定しましたので、５万 2,000 円を増額するものです。

第２目、社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、歳出の一般管理事務費におけるシステム改修費等の財源としまして、342 万 5,000 円を増額するものです。

第５款、繰入金、第１項、一般会計繰入金、第１目、一般会計繰入金につきまし

ては、各制度に基づく一般会計からの繰入金が確定しましたので、それぞれ増額または減額するものです。

第6款、繰越金につきましては、前年度剰余金残高を予算化するものです。

なお、資料5及び資料6につきましては、補正の号別にお示しした資料となっております。

以上で令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）の説明を終わらせていただきます。

【近内会長】 ありがとうございます。御質問、御意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

どなたか御質問、御意見ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、御意見等がなければ、議題（1）報告事項1として令和6年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）については、皆様の御了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

ありがとうございます。御異議がないようですので、原案のとおり承認いたします。

【小上馬国保健康課長】 すみません。申し訳ないです。今の資料3ですが、見ていただいて、一番左側の款のところ、1、総務費、2、保険給付費と並んでいところですが、1、2、3まではそのままきているのですが、保健事業費以降が誤ってしまって、正しくは4、保健事業費、次の基金積立金は5、公債費が6、諸支出金は7、最後の予備費は8になりますので、申し訳ございません。資料の訂正をさせていただきます。

【近内会長】 それでは、続きまして議題の（2）報告事項2として、令和7年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 続きまして、令和7年度逗子市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、同じように歳出から説明をいたします。資料9を御覧くだ

さい。なお、資料 7 及び 8 につきましては、事業の概要、増減理由などをまとめたものとなっております。併せて御覧いただければと思います。

第 1 款、総務費、第 1 項、総務管理費、第 1 目、一般管理費 1 億 1,012 万 3,000 円は、前年度と比較して 1,049 万 7,000 円の減となっております。これは、令和 6 年度に行った一般管理事務費において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修の経費がなくなったことが主な要因でございます。

第 2 目、連合会負担金は、国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

第 2 項、徴収費、第 1 目、賦課徴収費は、国民健康保険料の決定通知書及び督促状、催告書の郵送料などを計上しております。

第 3 項、運営協議会費、第 1 目、運営協議会費は、当国民健康保険運営協議会に要する経費でございます。

次に、第 2 款、保険給付費 44 億 8,011 万 3,000 円は、前年度と同額でございます。なお、第 1 項、療養諸費から第 3 項、移送費までの保険給付費は、歳入の保険給付費等交付金（普通交付金）として県から全額交付されているものと同額になります。

第 3 款、国民健康保険事業費納付金は、国保財政運営の責任主体であります神奈川県に対して納付する納付金を計上しております。この納付金を納めることで、保険給付に必要な費用全額が県から市町村へ交付されることとなります。令和 7 年度につきましては、前年度と比較しまして 4,735 万 3,000 円の減となっておりますが、被保険者は減少しておりますが、1 人当たりの医療費は増額していることから、これからも増額していくことが想定されます。

次に、第 4 款、第 1 項、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診及び特定保健指導に要する委託料等の諸経費を計上しております。前年度に比べて 251 万 1,000 円の増となっておりますが、会計年度任用職員の報酬単価増及び郵便料の増によるものです。

第 2 項、保健事業費につきましては、国保ハンドブックの作成や医療費通知の郵送に係る経費を計上しております。

第 5 款、基金積立金、第 6 款、公債費、第 7 款、諸支出金につきましては、科目

存置あるいは支出見込額を計上しているものです。

第 8 款、予備費につきましては、予測しがたい経費の支出に対処するため、前年度同様 500 万円を計上しております。以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、資料 10、こちらを御覧ください。第 1 款、国民健康保険料、第 1 項、国民健康保険料につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴う賦課限度額の引き上げについても加味しまして、12 億 6,382 万 9,000 円を計上しており、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分をそれぞれ計上しています。

次に、第 2 款、国庫支出金、第 1 項、国庫補助金、第 1 目、災害臨時特例補助金につきましては、科目存置をするものです。

第 3 款、県支出金、第 1 項、県補助金、第 1 目、保険給付費等交付金、第 1 節、保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出で説明しました第 2 款、保険給付費の第 1 項、療養諸費から第 3 項、移送費に見合う交付金 44 億 4,510 万円を計上しております。

第 2 節、保険給付費等交付金の特別交付金は、各交付金の交付額を見込み、合計 7,226 万 9,000 円を計上いたしました。

第 4 款、財産収入は、科目存置するものでございます。

第 5 款、繰入金、第 1 項、一般会計繰入金、第 1 目、一般会計繰入金につきましては、5 億 2,136 万 2,000 円を計上しております。第 7 節、その他一般会計繰入金につきましては、前年度から 2,000 万円減額となっております。

第 2 項、基金繰入金、第 1 目、国民健康保険事業運営基金繰入金につきましては、前年度から 2,000 万円減の 1 億 1,000 万円を計上し、被保険者の保険料の急激な負担増の緩和を図ることとしております。

第 6 款、繰越金、第 7 款、諸収入につきましては、科目存置あるいは収入見込額を計上するものです。歳入の説明は以上となります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 64 億 1,260 万円となり、前年度から 5,270 万円の減となります。

以上で令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の説明を終わらせていただきます。

【近内会長】 ありがとうございます。御質問、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

どなたか御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見等なければ、議題（2）報告事項2として、令和7年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）については、皆様の御了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

ありがとうございます。では、御異議がないようですので、原案のとおり承認いたします。

次に、議題（3）報告事項3として、逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（令和7年4月1日施行）、事務局の説明をお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。資料12を御覧ください。

まず、この条例につきましては、当初部長のほうからもお話をさせていただきましたが、令和6年逗子市議会第3回定例会へ議案を提出し、議会の承認をいただいております。令和6年9月26日付で公布いたしておりますことを御報告いたします。

改正の内容としましては、3点でございます。1点目は、本国民健康保険運営協議会の委員の定数を改正するものです。2点目は、国からの通知により保険料の徴収猶予の期間を最長1年とする旨の規定を追加するものです。3点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によるもので、引用する国民健康保険法の条項の一部が改正されたため、規定を改正するものです。

2点目と3点目につきましては、前回の運営協議会で御説明した内容のとおりで、令和6年12月2日に施行されております。

1点目の本国民健康保険運営協議会の委員の定数の改正につきましては、令和7

年4月1日の施行となります。この協議会のこととなりますので、改めてこちらを説明させていただきます。資料12の次のページに、右肩に「議案第44号資料」と記載されているものがございます。そちらの改正内容1の表を御覧ください。

皆様御存じのとおり、本運営協議会の委員の構成は、現行欄のとおり第1号の被保険者を代表する委員、第2号の保険医又は保険薬剤師を代表する委員、第3号の公益を代表する委員がそれぞれ2名ずつと、第4号の被用者保険等保険者を代表する委員が1名で、合計7名の構成となっております。

保険医又は保険薬剤師を代表する委員につきましては、逗葉医師会から御推薦をいただいております池上委員と逗葉歯科医師会から御推薦をいただいております武田委員をお願いをしているところですが、保険薬剤師会が推薦する委員からも意見を得られるよう、保険医又は保険薬剤師の委員の定数を2名から3名に増員するものです。

資料12、参考資料次のページ、こちらの国民健康保険法施行令第2条第3項、こちらの資料の裏面の1行目になりますが、法第11条第2項に定める協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するとの規定がございます。保険医又は保険薬剤師を代表する委員だけではなく、被保険者を代表する委員及び公益を代表する委員につきましても、それぞれ1名ずつ増員し、改正案のとおりとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

【近内会長】 ありがとうございます。御質問、御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。武田委員、お願いいたします。

【武田委員】 この運営協議会の委員の人数の改定の話ですけれども、先ほどの資料9の1款の総務費の3項の運営協議会費の1目の運営協議会費の増減分は、たしか委員の増員に伴ってということなのですが、これは3名分の費用ということですか。14万2,000円というのは。

【小上馬国保健康課長】 来年度も同回数ですね、3回予定しておりますので、この増減というのは委員の増加分によるものになります。

【武田委員】 増加ですね、1人じゃなくて3人。3人、3回予定しているということですね。すみません、ありがとうございます。

【近内会長】 そのほか、どなたか御質問、御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

これは公益のところに新しく社会福祉協議会の方を入れたのは、何か理由などありますでしょうか。

【小上馬国保健康課長】 公益代表というところなのですが、ほかの団体でももちろん大丈夫だったのですが、市の協議会なので、社会福祉協議会の方が実際市民の方と接するような業務、支援をするような業務を行っているところでもありますので、より意見として国民健康保険の運営にふさわしい意見を頂戴できるのではないかとということで、こちらの団体を予定しているという形になります。

【近内会長】 ありがとうございます。次年度からメンバーが大幅に増えるということですが、どなたか御質問や御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見等なければ、議題（3）報告事項3として逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（令和7年4月1日施行）は、皆様の御了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

（全員異議なし）

御異議がないようですので、原案のとおり承認いたします。

次に、議題の（4）その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

【小上馬国保健康課長】 事務局のほうから、事務的な御連絡をさせていただきます。本日の第3回協議会をもちまして、令和4年度から3年間の任期となっております本協議会はこれで終了となります。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、また貴重な御意見を賜りまして、改めて感謝申し上げます。

【池上委員】 ちょっと全体的なことで質問あるのですが、この予算規模が年々少しずつ減ってきていますよね。それは国保の加入者数が、今日いただいた資料の中でも大体1年間に200人とか500人とか、ずっと減ってきて、例えば令和6年

度は…5年度ですか、この資料では、大体1,800人ぐらい減ってきています。それで、ただ人数は減っているのですけれども、今、一番医療費で問題になっているのは、高齢者の医療ということで、年齢・男女別の構成を見ますと、大体逗子市の場合は60歳から74歳までの人口と、0歳から60歳までの人口が大体同じぐらいなのですね。ですから、たまに高齢化率は高いと思うのですが、それでも国保のほうの予算規模が減っているということは、逗子市の高齢者は元気だということですか。医療費あまり使っていないことは。

【小上馬国保健康課長】 逗子市の高齢者が元気かというところになりますと、なかなか色々な指標がありまして、一言では申し上げられないところではありますが、おっしゃっていただいたとおり、まず加入者の人数が減っていますので、収入も支出もそれに応じて減少してきているというのは、その加入者数の変動によるものになります。先ほどの予算の説明の中で一つ触れさせていただいた1人当たりの保険料というのは、上がっております。池上委員おっしゃっていただいたとおり、60から74歳の加入の方が多く、75歳になると後期高齢者医療制度に移行します。そちらに移行することによって、所得をある程度お持ちの方が抜けてしまう。残された方は所得がそれほど多くなかったりしますと、保険料収入も当然減ってしまいます。そうすると、国民健康保険全体で支出額を保険料などから賄わなければいけないこととなりますので、1人当たりの負担の額というのは、少しずつ増えてしまっている。ですから、全体として支出は減ってはいるのですが、それに見合った以上の所得に基づく保険料収入も減ってしまっているのです、1人当たりに割り返すと1人当たりの保険料は上がってしまっているというような現状に、今はなっております。

【池上委員】 そうしますと、今、若い人の保険料の負担が多いということで、すごく問題になっているのですけど、逗子市の場合はまあまあその辺はバランスが取れていて、当分の間は国保の保険料は値上げしなくても済みそうな予想でしょうか。

【小上馬国保健康課長】 若い方に収入があるのであれば、その若い方が国保全体を支えてくださいますので、安定した運営という形にはなるのですが、ある程度収

入が多い方というのは、会社にお勤めですと社会保険になってしまいます。ですから、もちろん自営の方とか、所得が多い方もいらっしゃいますけれども、どちらかというと所得の少ない方が加入をしていることが多い国民健康保険になりますので、ある程度所得の多い高齢の方が抜けてしまうと、残された方で運営をしなければいけないので、保険料が安定して今の金額のままでいいよということは、決して申し上げられないような状況。実際、今回の予算についても、保険料の所得割の率とかは昨年と比べて上げた形で見込んでおります。ですから、この先も保険料としては、今のままこの人口分布が推移するのであれば、上がる傾向にあるというような状況になります。

【池上委員】 ありがとうございました。

【近内会長】 ほかにどなたか全体を通してでも御質問…どうぞ。

【小清水委員】 マイナ保険証のことなのですが、先日ちょっと医療機関に行きましたところ、そちらで機械の具合が悪いからというので、今までの保険証を出したのです。何かそういうことがこれからあると、今度証明書みたいなものはもらえると聞いて、それを今度、今持っている保険証が切れる前に届くのだという話を聞いて、じゃあそれで安心だねと、そのときは思ったのですが、もうすぐ後期になると、75になる切れ目というのは、マイナ保険証のほうはスムーズに、誕生日で切り替えされるのかな。それで、手元には後期になるちょっと前にちゃんと証明書みたいなものが届くのかなと。その証明書みたいなのは、今までの保険証と同じような内容が入っているのだろうから、切れる前にはまた新しく届くのでしょうか、マイナ保険証というのは免許証と一緒に、自分で更新しないと、うっかりしていると切れちゃうわけですね。そういうときって、前もってお知らせしてくれるのかしらと。というような不安がだんだん出てきちゃいまして、そういう準備段階とか、そういうのはどうなっているのかなと。万が一、うっかり切れちゃったときに、こっちには手元には証明書しかない。そうすると、一時は保険でかかれない、また後で手続をしなきゃいけない。そういうような状況にもなってしまうのかなと思って、何ていうのでしたっけ、あの証明書みたいな。何か…被保険者…。

【石井福祉部長】 資格情報のお知らせですね。

【小清水委員】 何とかのお知らせとか言ってましたっけね。ですから、それは紙の保険証ができなくなっても、それは必ず2年に一遍とか、今までの保険証と同じように届くということですね、基本的には。

【小上馬国保健康課長】 いくつかの御質問がありまして、1つずつお話をさせていただきますと、今現在、国民健康保険に加入されている方は、保険証が7月31日までのものがお手元にあるかと思います。こちらの7月31日までの保険証、今までであれば、有効期限が切れる少し前に世帯主様宛てに新しい保険証が届いていました。今回マイナ保険証になったことでどうなるかということ、マイナ保険証を持っていない方、マイナンバーカードを持っているけど保険証の登録をしてない方は、今までの保険証と同じように、紙の保険証と同じような形のものが資格確認書という名称のものになって、今の保険証と同じような内容が書いてあるものが、そのまま更新のタイミングで送られてきます。

【小清水委員】 それは保険証と同じように使えるのですね。

【小上馬国保健康課長】 はい。医療機関にかかるときは、それをそのまま、タイトルが保険証から資格確認書に変わっただけで、その他は何も変わりません。それでまずマイナ保険証を使ってない方は、それが届きます。マイナ保険証を使っている方については、有効期限が切れることによって今の保険証が使えなくなりますので、今度医療機関にかかるときは、マイナンバーカードを医療機関の窓口でかざしていただいて、それを使ってくださいという形になります。ただ、委員おっしゃられたとおり、何かの都合で読み取れなかったとか、そういうときのために、資格情報のお知らせというマイナ保険証のデータですね、データと言っても、マイナンバーカードの中に入っているわけではなく、そのマイナ保険証で呼び出せるデータの内容を打ち出したもの、切り取るとカードタイプとなるものなのですが、その紙をお送りします。もしマイナ保険証をのつけて使えなかったときは、そこで呼び出せる情報はその紙に書いてあるので、マイナンバーカードとその資格情報のお知らせを両方出していただくことによって受診ができるというような形、前の保険証の念

のためのサブの…。

【小清水委員】 それは1枚では駄目だということで。

【小上馬国保健康課長】 はい、資格情報のお知らせだけでは受診が出来ないので、マイナンバーカードと一緒に持ち歩いてもらう必要があります。資格情報のお知らせについても同じように、7月31日の保険証が切れる前に御自宅に郵送させていただきます。それでまず今後の病院のかかり方という形になります。

それから、75歳になられる方の保険証はどうなるのかという話ですが、それは加入している保険が国民健康保険、逗子市の保険から後期高齢者医療制度のほうに変わるだけで、保険証の使い方としては同じになります。ですから、75歳のお誕生日を迎える段階で、国民健康保険の有効期限が切れる形になりまして、それより少し前に後期高齢者医療制度のほうから新しく使える資格確認書なのかマイナンバーカードの補助の資格情報のお知らせなのか、それは皆様の持っている保険証に合わせて送られてくるという形になります。

【小清水委員】 内容をお知らせしてくれるのは、誕生日より前に来るとして、マイナ保険証はちゃんと誕生日にちゃんと後期になっているかどうかって、ちょっと不安だったものですから、その日にぐんとならなければいいのですけれども、分かりませんから。その日にちゃんとなるのか。

【小上馬国保健康課長】 後期高齢ですと、前もって分かるので使えるかと思うのですが、例えば国民健康保険に今まで会社の保険証から変わったよというような場合は、やはりデータの連携に1週間とか10日とか。

【小清水委員】 ありますよね、タイムラグがね。

【小上馬国保健康課長】 はい。ですから、もしその間、医療機関にかかるようなことがあった場合には、窓口のほうでその期間に使える資格情報のお知らせとかをお渡しする形をとって、医療機関にかかれるというような形にしていきます。

【小清水委員】 マイナンバーカード自体があるのに、10年が期限でしたっけ。あれをうっかり更新し忘れたら、かなりやっぱり時間かかるのですかしら、再交付するのに。

【小上馬国保健康課長】 マイナンバーカードの有効期限は、お持ちの方の、作ってから 10 回目の誕生日までなのですが、もう一つ、パスワードを入力して登録をしたときに、電子証明書というのをマイナンバーカードの中に入れてあります。その有効期限が 5 年間ということで、その電子証明書にこのマイナンバーカードがひもづけられているので、電子証明書の有効期限が切れてしまうと使えなくなってしまう。切れないように、たしか地方公共団体情報システム機構、マイナンバーカードを作っているところから電子証明書が切れるので更新してくださいというのが皆様のところにまず郵送されてくるので、市役所のほうで電子証明書もしくはマイナンバーカードを更新していただくという作業があります。それを誕生日が過ぎてもしないと、切れてしまったという情報が市の国民健康保険のほうで分かりますので、マイナ保険証は使えないから資格確認書を今後使ってくださいという形で、お送りします。ただ、切れた後に、こちら分かるので、どうしてもそこにもタイムラグというのが出てきます。

【小清水委員】 誕生日の近くには元気であるようにして。

【小上馬国保健康課長】 今、使い方を御説明したのですが、使わないで済むのが一番いいことですね。

【池上委員】 小上馬さんね、今、その場で小清水さんにそうやって説明されたけど、同じような疑問を持っている人がすごく多いと思うのですよ。だから、やっぱりマイナンバーカードの使い方について、もっと今のような詳しい説明ですよ。保険証として使う場合の。それを市民の人たちに周知させる必要があるのじゃないですか。そういう点で、みんなすごい不安感を持っていますからね。だからなかなかみんなマイナンバーカードを保険証がわりに使うということに抵抗があると思うのですね。

【小上馬国保健康課長】 先日の 12 月 2 日で新しい保険証の交付が終わった際には、広報のレベルとしてはまず、今の保険証はそのまま 7 月末まで使えますよということを中心に広報させていただいたのですが、当然今度 7 月末で切れるとき、新しいものを送るときには、今後の使い方というところをより分かりやすく説明したいと

思っております。

【池上委員】 よろしくをお願いします。

【近内会長】 そのほかどなたか御意見、御感想などありますでしょうか。

特にそのほかなければ、本日の議題はこれで以上で終了となります。

【小上馬国保健康課長】 先ほどの事務連絡の続きを。すみません。今年度はこの回で終了になりますが、来年度につきましても年3回、予定しております。4月から新しい任期になります。また3年間というような形でお願いをする形になってきます。第1回目は5月の連休明けごろにまた会を予定しております。保険医又は保険薬剤師を代表する委員の方、公益を代表する委員の方、被用者保険等保険者を代表する委員の方につきましては、改めて各団体へ推薦依頼をさせていただきますので、推薦依頼が来ましたら、引き続きお受けいただけると幸いです。

また、被保険者を代表する委員につきましては、公募という形で、先日12月から1月まで公募を行いまして、今現在4名の方に手を挙げていただいております。新たな定数は3名になり、定員を超えていますので、2月21日に公開抽選をさせていただきます、3名を決定させていただくという形になってきます。

また皆様、来年の委員もお受けいただければ、今までと同様、多くの意見を頂戴できればと思っております。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

【近内会長】 そのほか、特にございませんか。

では、以上で本日の議題は全て終了となります。これで閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。